

自転車指導啓発重点地区（山県警察署）

令和5年4月



★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は危険

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。

絶対にやめましょう！

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

選定理由

○ 自転車利用者が多く、自動車・歩行者も頻繁に通行する地区であり、交通事故の発生が多いため

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 一時不停止
- 携帯電話を使用しながらの運転

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

警察では、自転車運転者の違反行為に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

重点地区

